

お客様各位

「パートナーシップ構築宣言」の公表について

当組合は、地域事業者の皆様との連携・共存共栄を進め、新たなパートナーシップを構築して、地域になくてはならない信用組合をめざし「パートナーシップ構築宣言」を公表いたしました。



1. 宣言日
2025(令和7)年7月2日（水）
2. 宣言内容
別紙のとおり
3. パートナーシップ構築宣言ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp>

ちかくにいるから、
チカラになれる。



あなたの街のパートナー

共立信用組合

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

当組合は、金融支援や事業支援等を通じて、地域の事業者様の課題解決に努めてまいります。

具体的には、訪問営業による、お客様とのふれあいを大切にしたご融資等の金融支援、お取引事業者間のビジネスマッチングや連携、外部機関と連携した専門家派遣や専門人材のマッチングなどに取組んで参ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当組合は、地域事業者様との連携・共存共栄を進め、新たなパートナーシップを構築して、事業者様から選ばれる、地域になくてはならない信用組合をめざしてまいります。

2025(令和 7)年 7月 2 日

共立信用組合 理事長 鈴木 孝一